

新旧対照表

新	旧	備考
病院等におけるがん登録運用マニュアル 国立研究開発法人国立がん研究センター がん対策研究所がん登録センター中央登録室 <u>第 2 版</u> 令和 8 (2026) 年 <u>8 月 31 日</u> 1.本マニュアルの位置づけ (省略) 2.病院等におけるがん登録 (省略) 3.がん登録実施のための体制 (省略) 4.登録候補の見つけ出し (省略) 5.登録作業 (省略)	病院等におけるがん登録運用マニュアル 国立研究開発法人国立がん研究センター がん対策研究所がん登録センター中央登録室 <u>第 1 版</u> 令和 8 (2026) 年 <u>4 月 1 日</u> 1.本マニュアルの位置づけ (省略) 2.病院等におけるがん登録 (省略) 3.がん登録実施のための体制 (省略) 4.登録候補の見つけ出し (省略) 5.登録作業 (省略)	(修正)

新	旧	備考
6.品質管理 (省略) 7.都道府県への届出および症例集計への提出 (省略) 8.データの活用 (省略) 院内がん情報利用要項には、次の内容が含まれていることが望ましい。 (省略) ●法第 20 条に基づき提供を受けた予後に関連する都道府県がん情報については、適切に情報を管理し、第三者提供の際には<u>全国がん登録情報の利用マニュアル第 3 版</u>に基づき予後情報等の<u>加工</u>をしなければならない。 ● <u>法第 20 条の規定により病院等が提供を受けた生存確認情報の利用を求める第三者は、病院長等に提供方法を指定して申請を行う。提供は、全国がん登録情報の利用マニュアル第 3 版を参照し、当該情報を加工した上で行う。提供方法の変更申請の際には、病院は過去に提供した生存確認情報の削除の確認を行った上でないと再提供してはならない。</u> (省略)	6.品質管理 (省略) 7.都道府県への届出および症例集計への提出 (省略) 8.データの活用 (省略) 院内がん情報利用要項には、次の内容が含まれていることが望ましい。 (省略) ●法第 20 条に基づき提供を受けた予後に関連する都道府県がん情報については、適切に情報を管理し、第三者提供の際には<u>全国がん登録利用マニュアル</u>に基づき予後情報等の<u>加工</u>しなければならない。 (省略)	(修正) (修正) (新規)

新	旧	備考
9.安全管理対策 (省略) 10.その他 本マニュアルおよび参照表については、必要に応じて、適宜改定するものとする。 令和8(2026)年4月1日 第1版 <u>令和8(2026)年8月31日 第2版</u>	9.安全管理対策 (省略) 10.その他 本マニュアルおよび参照表については、必要に応じて、適宜改定するものとする。 令和8(2026)年4月1日 第1版	(新規)